

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(FCMの登録等に関する届出)</p> <p>第47条の2 清算参加者は、次の各号に掲げる<u>場合のいずれかに該当するときは、当社が公示により定めるところによりあらかじめ当社に届け出るものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該清算参加者がFCMとして登録しようとする場合又はFCMとしての登録を抹消しようとする場合</u></p> <p>(2) <u>当該清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者がFCMとして登録しようとする場合若しくは登録を抹消しようとする場合又はFCMである者と清算受託契約を締結しようとする場合</u></p> <p>(3) <u>当該清算参加者がU. S. Person (米国商品先物取引委員会が公表する Interpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations(78 Fed. Reg. 45292 (July 26, 2013)) I.V.A.1.に規定されるU. S. Personをいう。次号において同じ。)に該当することとなる場合又は該当しなくなる場合</u></p> <p>(4) <u>当該清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者がU. S. Personに該当することとなる場合若しくは該当しなくなる場合又はU. S. Personである者と清算受託契約を締結しようとする場合</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>(FCMの登録に関する届出)</p> <p>第47条の2 清算参加者は、<u>FCMとして登録しようとする場合又はFCMとしての登録を抹消しようとする場合には、あらかじめその旨を当社に届け出るものとする。</u></p>

- 1 この改正規定は、平成27年10月26日から施行し、当社がU. S. C o m m o d i t y E x c h a n g e A c t S e c t i o n 5 b (a) の規定に基づき、米国商品先物取引委員会にD e r i v a t i v e s C l e a r i n g O r g a n i z a t i o nの登録を受ける（以下「DCO登録」という。）までの間において適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年10月26日におけるこの改正規定は、第47条の2柱書中「あらかじめ」とあるのは「速やかに」と、同条第1号及び第2号中「登録しようとする場合」とあるのは「登録しようとする場合、既に登録している場合」と、第3号及び第4号中「該当することとなる場合」とあるのは「該当することとなる場合、既に該当している場合」と読み替えて適用する。
3. 第1項及びその他付則にかかわらず、本規則第44条第3項、第44条の2第2項及び第47条の3の規定は、平成27年10月26日からDCO登録までの間は、これを適用しない。